

番号	11
措置の名称	条例制定権の拡大に向けた法令の改正
措置の内容	<p>義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大については、「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定）、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）及び「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月12日閣議決定）に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。第1次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号。第2次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号。第3次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。</p> <p>また、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入しており、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）及び「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号。第5次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号。第7次一括法）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号。第9次一括法）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和2年法律第41号。第10次一括法）等の成立により、所要の法律の整備が行われたところ。引き続き、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）に基づき、義務付け・枠付けの見直しを推進することとしている。そのうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和3年通常国会に提出することを予定している。</p>
関係省庁	内閣府、総務省